

ワクフの更新 18 19世紀テヘランのワクフ文書より

1999/10/11 於：羽田記念館
IASペルシア語文書研究会
近藤信彰(東京都立大学)

1. はじめに

- ・ サファヴィー朝以降の文書研究・ワクフ研究の立ち後れ 最新の研究[Zarinebaf-Shahr 1998]
- ・ 19世紀テヘランのワクフに関する先行研究 ワクフ文書を用いず、マクロな視点から
家屋調査に基づくもの[Ettehādiye zīr-e chāp] ワクフ目録に基づくもの[Hoseynī Bolāghī 1350]
ワクフ庁のワクフ財記録に基づくもの [Shāh Hoseynī 1375]
- ・ ワクフのあり方・法関係の手続きに関する研究
ワクフの継続をめぐる諸問題[岩武 1993]
タブリーズのワクフ管理権をめぐる一連の訴訟[Werner 1999]
イラン・ワクフ庁所蔵の文書を本格的に利用 新たな研究の可能性を示す

2. ワクフ庁テヘラン州支部の文書群 1998年の調査

- ・ 全体の内容 イラン全国のワクフ関係文書が州ごとにファイル化 目録作成中
cf. 各州支部にもその州のワクフ関係文書有り 両者は一致せず
現用文書 番号の変更 裁判での提出
- ・ テヘランの市域拡張(1874)以前のワクフ関係文書の調査 約200ファイル
大部分が、謄本
ワクフ設定文書以外の文書(関連する勅令・売買契約文書等)も含む場合も
19世紀のワクフ全体のうち、ごく一部しか残らず

3. アッパース親方のワクフ

- ・ アッパース・アーバードのタキーエ。アッパース・アーバードのバーザールの最後。下記の8つの不動産をタアズィエと前述のタキーエの諸費用に対するワクフである。これらすべての寄進者はハーッジ・アッパースであり、太陰暦1207年になされた。
 1. 六軒の店舗
 2. 公衆浴場の1.5ダング(=1/4)。現在は小園地と喫茶店になっており、広さは400m²である。
[Hoseynī Bolāghī 1350]
- ・ 1269AHの家屋調査 タキーエ、ハンマーム、ワクフ財としての粥屋、青物商、maktabkhāne2軒の存在確認。
- ・ 1317AHの家屋調査 タキーエ、ワクフ財の6軒の店舗確認
- ・ 1301AHの地図上で確認

4. 文書構成 同じワクフに関して、3文書有

- | | | | | |
|------------------|-----|---------|------------------|--------------|
| (a)ワクフ文書(1188AH) | 謄本1 | 法務省の用紙 | 1332/8/? (1953) | 資料近藤校訂分 |
| | 謄本2 | 法務省の用紙 | 1332/5/1(1953) | |
| | 謄本3 | 法務省の用紙 | 1316/4/24 (1937) | |
| (b)ワクフ文書(1265AH) | 謄本1 | ワクフ省の用紙 | 1333/1/11(1915) | 資料コピー参照 |
| | 謄本2 | 法務省の用紙 | 1332/5/1(1953) | (a)の謄本2と同じ筆跡 |
| (c)ワクフ文書(1270AH) | 謄本 | ワクフ省の用紙 | 1298/11/18(1920) | 資料コピー参照 |
- ・ ワクフ省のものは筆書き(黒)、形式も原本に似せてある
 - ・ 法務省のものはペン書き(青)、べた書き
 - ・ 謄本であるが、法的には有効。学術的には、いずれも不完全であり、校訂が必要
 - ・ 謄本である利点 印章の解読 謄本の鮮明でないコピーでは判読不能の場合も

5. 文書の内容

- (a)-1 ワクフ 寄進者：Ostād ‘Abbās Bannā’ b. Moḥammad ‘Alī Ganje’ī al-aṣl sāken-e dār al-khelāfe
寄進物件：
ホセイニーエ建設用の土地(アッパース・アーバードのハンマームの前) 全部
店舗(ハンマームの回廊?) 1軒 全部 ホセイニーエに対して
店舗(ホセイニーエと屋敷の下?) 1軒 全部 3/6はホセイニーエに対して
3/6は子孫に対して

店舗用土地? pey-e dokkân			全部	子孫に対して
屋敷 (ホセイニーエの南側)	1 軒	全部		子孫に対して
北 ホセイニーエとワクフの店舗			東	子孫へのワクフの店舗と公道
南 ワーキフの私有地			西	Yüzbâshî Rostamの家
店舗 (屋敷の南側)	1軒	全部		子孫に対して
アップース・アーバードのハンマーム		4/6		子孫に対して
		1/12		ホセイニーエに対して
店舗	2 軒	全部		子孫に対して
店舗 (ハンマームの回廊)	1 軒	全部		子孫に対して

条件

- ・子孫に対するワクフ ワクフ財の修理費を優先
相続と同じ条件で、毎年男系・女系の子孫に分配
- ・ホセイニーエに対するワクフ
ワクフ財の修理 ホセイニーエの修理 rowzêkhân ta'ziyekhân
残額が出た場合、財を購入
購入の必要がない場合、アーシューラーに住人・通行人へ饗応
タキーエが壊れた場合、管財人が適切と考えるほかのタキーエで
- ・ワクフ財は、圧政者、役人、権力者には賃貸しないこと
ワクフ財は、3年以上賃貸しないこと
ただし、タキーエが完全に倒壊し、管財人が修理の費用を準備できないときは、
信頼できる人物に3年以上賃貸してもよい

管理人は、1. 存命中は寄進者本人。2. 男系の子孫の男性。3. 女系の子孫の男性。

4. 当ホセイニーエに住人で適切なもの + 3人の学者が後見

管理料は1/20 諸支出の前に支出

寄進者の子孫が絶えた場合、子孫へのワクフの収益は、管理人の許可をえてサイド・非サイドの貧者・孤児・住民・通行人のために用いられ、14聖人の墓へのsavâbとなる。

(a)-2 和解 (moşlehe) 物件：ハンマーム1/12 100ディーナールでアップースが Mollâ Zeyn al-'Âbedîn に譲渡

(a)-3 ワクフ 寄進者：Mollâ Zeyn al-'Âbedîn 物件：ハンマームの1/12 (a)-2

条件：アップースの存命中は、収益を彼の rad-e mazâlem 死後は半分を信徒のrad-e mazâlem、半分を sawm-e şalvât

他の条件・管理人は(a)-1に同じ

以上(a)本文 日付なし。印もなし。

(a)-4 寄進者の陳述書 (本文端に青い別紙が貼付)

Yüzbâshî Rostamより購入したバークは2,600zar⁶であり、そこに家建て、タキーエとハンマームを建て、子孫とイマーム・フサインのためにワクフを行う。この私有地の契約をMirzâ Masîḥの書記である Mollâ HüseynとMollâ Zeyn al-'Âbedîn が2人で行い、1zar⁶(約100cm)あたり、3shâhî (= 150dînar)で契約し、物件の委譲を行った。1188年ラジャブ月20日 [寄進者の印]

(a)-5 Mirzâ Masîḥの確認

...2つの紙にあるワクフと陳述は真正であった... [Mirzâ Masîḥの印]

(a)-6 寄進者の陳述書 2 (紺色の別紙が本文の裏に接着される) 1242AHと思われる

...私は、それぞれのハンマームの4ダーンクを善意の持ち主である男女の子孫に対するワクフとした。それぞれのハンマームの半ダーンクを自分が使うように自分に対するワクフとした。それぞれのハンマームの1.5ダーンクを殉教者達の長 (= イマーム・フサイン) に対するワクフとした。その詳細はそのワクフ証書にあるが、Mirzâ Masîḥ (称号省略) がこのワクフの契約を執り行った。私は高貴なる印章をおしていただくように、日付も決めていただくように願ったが、「すべての契約は口頭で行われ、書面では行われぬ。契約が成立すれば、それが混乱することはない」とおっしゃった。そこで、自分の願いを放棄した... [寄進者の印]

(a)-7 Mirzâ Masîḥの言

...私、ミールザー・マシーフが自ら契約を行った...ハーჯジー・アップースには全く問題はない。誰かがハーჯジー・アップースを苦しめることを言ったならば、それはシャリーアに反する。契約の条件は印と字の有効性にはよらなかった。庶民は、契約の有効性は印と日付によると信じているかもしれない。

(b)-1 ワクフ

経緯の説明：

ハーッジー・アッパースが、ハンマーム1.5ダーングと1軒の店舗を自分の建てたホセイニーエに対してタアズィエのためにワクフ しかし、ワクフ成立の3条件を満たしているかどうか不明

遺言執行人であることを主張するHājji Mollā Ramažān 'Alīの主張：

ワクフの実行はアッパースの死後、自分に委ねられ、また先のワクフ契約はモジュタヘドやモジュタヘドの代理によるものではなかった

対応：

アッパースの2子Mollā Gholām HoseynとSakine Khātūnは、ハンマームの相続分2ダーングを女婿のHājji Mollā Ramažān 'Alīに譲渡

Mollā Gholām HoseynとSakine Khātūnが寄進者としてワクフ

ワクフ財

ハンマーム

1.5ダーング

北 Sakine Khātūnの家とKarbalāi Ja'far 'Allāfの家 西 Tojjār-bāshīの家

南 ワーキフ私有の店舗、ホセイニーエのワクフの店舗、公道

東 Hājji 'Abd al-'AzīmとHājji Amīnの店舗、公道

店舗（ハンマームの回廊）

1軒 全部

(a)

店舗

4軒 全部

新規？

北 公道 西 ホセイニーエ 南 ワーキフたちの店舗 東 公道

ワクフ対象 ハーッジー・アッパースのホセイニーエでイマーム・フサインの服喪を行うものたち

モタヴァッリー Mollā Gholām Hoseynとその男系子孫 管理料1/10

ナーゼル Sakine Khātūnとその男系の子孫 監督料1/20

ハンマームの2ダーングは子孫に対するワクフ

残りの1ダーングはdastūr al-'amalの通りに執り行え

日付 1265AH年ラビアー1月29日 [Mollā Gholām Hoseyn の印]

(a)-8

女性(Sakine Khātūnと思われる)によるウラマーに対する文書(a)確認の要請

署名・押印による確認 日付 1265AH 年ラジャブ月21日 [Moḥammad Ja'farの印]

(a)-9

ファトワーの要求：あるゼイドがワクフを行い、管理権を男系の子孫に委ねて、死去した際、あるオマルを子供が小さいうちの後見人とした場合、その子供が成人したら、ワクフ財の管理をこれに委ねるべきか否か 正式な管理人である子供に委ねるべきである。（複数）

(a)-10 (b)-2

ファトワーの要求：ある人物が死去し、彼には小さな子供があった。子供は財産を無条件で置いておき、それを売却された。買い手はこれを占有することができるか。今や子供は成人した。成人前には財産を占有することはできず、この取引は無効である。

(b)-3

ファトワーの要求:ワクフやその他に関する書類の日付が混乱していた場合、ワクフは無効となるか否か。たとえ日付が混乱していても、ワクフや取引が正しく行われていれば無効にはならない。

(c)-1 ワクフ文書3

経緯の説明：ハーッジー・アッパースがその死後、4軒の店舗とハンマーム2ダーングとハンマームの上の2軒の店舗2ダーングのを、自分の建てたホセイニーエに対してタアズィエのためにワクフ。

一時後見人の故ハーッジー・ラマザーン・アリーとその息子が占有。後見人と被相続人の子孫の間で争いがあった。

Mollā Gholām HoseynとSakine Khātūnが寄進者としてワクフ

ワクフ財

ハンマーム

2ダーング

店舗（ハンマームの回廊）

2軒 2ダーング

(a)

店舗

4軒 全部

(b)

収益は、必要経費・修理費を引いたのち、1/10がナーゼルに、1/6が「善行の費用の全権者 = モタヴァッリー？」に、残りがアッパース・アーバードのタキーエで行われるロウゼハーニーとタアズィエに。

モタヴァッリーはMollā Gholām Hoseynとその男系の子孫、ナーゼルはSakine Khātūnの男系の子孫

絶えた場合は、モジュタヘド 街区の住民のうちの信仰の厚きもの

ハンマームの残り4ダーング、ハンマームの上の店の残り4ダーングは、ハーッジー・アッパースの子孫の私有財産

1207[1270]年ラビアー11月6日金曜夜

(c)-2

ワクフの成立の認証 1270年ラビーアII月6日金曜夜[印判読不能]

(b)-4

今日、ワーキフの唯一の男系の子孫であるMirzā Moḥammad b. Mollā Gholām Ḥoseynが、ワクフ財を占有すべきである。の1300年ジョマーダーII月[Mirzā Ḥasan Mojtahedの印]

6. 考察

(1) 古文書学的

ワクフ文書本文

ウラマーによる認証 証人による認証

補足のための別紙の陳述書

ファトワーの要求とその解答

() があるのは珍しい)

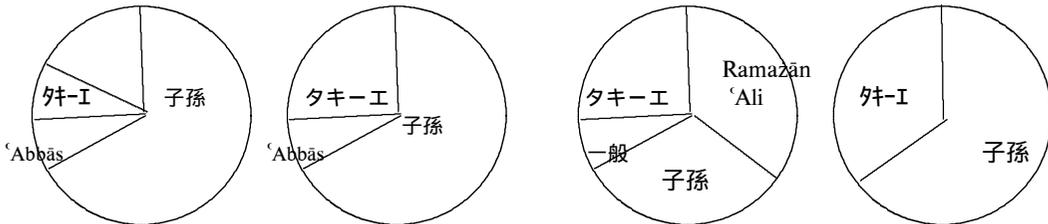
これらの要素が長い時間をかけて、一つの文書に付加されていく。

eg. (a) 1188-1265 (b) 1265-1300

日付のないものは、どの時点で付加されたのか考察する必要性

「生きている」文書

(2) ハンマームのワクフ・所有関係



(a)-1 (a)3
[はワクフ]

(a)-6

(b)-1

(c)-1

- 矛盾の数々
1. 最初の文書にない1ダーングが(a)-6でワクフに追加
 2. 子孫へのワクフの一部を(b)-1によって売却
 3. 子孫へのワクフが(c)-1によって私有に転化
 4. ワーキフへのワクフ分がタキーエへのワクフへ吸収
 5. ワクフ庁のカタログではタキーエ分は1.5ダーング 有効な文書は(b)-1or (c)-1?
- ワクフの可変性 家族ワクフの私有化

(3) 問題の論点

1. 最初のワクフ文書に正式の日付と印がなかったこと
補うために2回以上の陳述書を付す
契約執行者にも疑問が付される
最初の文書は、後には細則を定めたものとして扱われる
2. 女婿の遺言執行者と2人の幼い遺子の対立
幼少のうちに、遺言執行者が財産を売却?
紛争の一方の当事者の死によって解決?
極めて複雑な法文化の存在

(3) 社会史的観点

1. ギャンジェ出身の建築業者が、18世紀末にテヘランでまとまった土地を購入し、彼の名前が街区や通りに残されたという点
2. 建築業者の子、および女婿が、ウラマーに属するものであったこと
3. テヘランの都市化の過程 当初はバグであったところが、19世紀半ばまでには、住宅と店舗が並ぶ街区へ変貌
4. タアズィエのカージャール朝下での流行 タキーエに対するワクフの増大

Bibliography

史料

Parvandeḥā-ye Ostān-e Tehrān. Sāzmān-e Owqāf va Omūre Kheyriyye. Ostān-e Tehrān
Āmār-e dār al-khelāfe-e Tehrān. be-kūshesh-e Sirūs Sa'dvandiyān va Maṣūre Ettehādiye. Tehrān. 1368Kh.
Moḥaqeqq al-Ḥelli. *Tarjome-e fārsī-e Sharā' al-Eslām*. tarjome-'e Abū al-Qāsem Yazdī. be-kūshesh-e Moḥammad
Taḳī Dāneshpazhūh. Tehrān. 1373Kh.

地図

Krziz, A. et.al. Naqsh-e dār al-khelāfe. 1275AH. rep. 1370Kh.
'Abd al-Ghaffār. Naqsh-e Shahr-e dār al-khelāfe-'e Nāṣerī-e Tehrān. 1309AH. rep. 1984.

研究

Abū Sa'īd Aḥmad b. Sulaymān. 1357Kh. *Moqaddame-ī bar farhang-e vaqf*. Tehrān.
Adle, C. et B. Hourcade. ed. *Téhéran: capitale bicentenaire*. Paris-Téhéran. 1992
Etteḥādiye, Maṣūre zīr-e chāp. "Mowqūfāt-e Tehrān va taḥavvol-e shahr (1269-1320 h.q)" dar Maṣūre
Etteḥādiye, *Īnjā Tehrān ast*. Tehrān.
Ḥoseynī Bolāghī, Sayyed 'Abd al-Ḥojjat. 1350Kh. *Tārkh-e Tehrān*. do jeld. Qom.
Rejālī, Moṣṭafā. 1351Kh. *Vaqf dar Īrān*. bī-maḥal.
Shāh Ḥoseynī, Parvāne. 1375Kh. "Vaqf-shensī-e joghṛāfiyāyī-e shahr-e Tehrān: dowrehā-ye Qājār va Pahlavī"
Taḥqīqāt-e joghṛāfiyā XI-3.
Werner, Ch. 1999. An Iranian Town in Transition: A Social and Economic History of the Elites of Tabriz, 1747-
1848. unpublished dissertation. Universität Bamberg.
Zarinebaf-Shahr, Fariba 1998. "Economic Activities of Safavid Women in the Shrine-City of Aradabil" *Iranian
Studies*. vol.31-2
岩武昭男 1993 「イランにおけるワクフの継続 アミール・チャクマークのワクフの事例」 『イスラム
世界』 42号
坂本勉 1984 「19世紀テヘランの人口調査資料」 『オリエント』 第27巻1号
嶋本隆光 1987 「ワクフ考 12イマーム派シーア主義における理論と実際」 『日本中東学会年報』 第2号
林佳世子 1988 「メフメト2世のワクフ文書」 群の成立」 『日本中東学会年報』 第3-2号